平成２１年（フ）第２４９号
福島県南相馬市原町区雫字上江200番地の１
破産者　ホクトサービス株式会社
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第７９１号
埼玉県さいたま市浦和区木崎５丁目５番20号
破産者　株式会社双子産業
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１９年（フ）第１８５７４号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1062―３―303　高橋方、開始決定時の住所福井県鯖江市磯部町23―３
破産者　山口　孝榮
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４１６号
東京都中央区銀座６丁目８番７号
破産者　モック・ファイナンシャル・パートナーズ株式会社
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４１７号
東京都台東区台東２丁目27番３号
破産者　株式会社モック
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４７１号
東京都港区愛宕１丁目３番２号
破産者　株式会社ピーチブラッサム
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７３７号
名古屋市千種区清住町２丁目36―１―406
破産者　山田　信房
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２９号
東京都青梅市木野下２丁目184番地の３
破産者　有限会社高空
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０３０号
東京都青梅市今井３丁目19番地の14、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市塩船158番地の６
破産者　高橋　利幸
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９１７号
横浜市南区別所中里台７番９号ヒルサイド102号
破産者　株式会社テクノサプライ
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７８号
横浜市西区伊勢町１丁目15番地染谷ビル505
破産者　株式会社ＩＭＧ　ＪＡＰＡＮ
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８０号
横浜市都筑区中川１丁目19番27号
破産者　有限会社韋駄天
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１３号
神奈川県海老名市本郷字本宿2348番地の２
破産者　有限会社岩崎製作所
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５００号
相模原市中央区中央２丁目13番３号
破産者　有限会社エー・アイ・ジェイ
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２４号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居115番地２
破産者　ＨＴＳ株式会社
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０３４号
大阪市住之江区北島２丁目８番９号
破産者　株式会社ヤマトショップ
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２２０号
大阪市中央区島之内１丁目17番14号
破産者　ナショナルツアーズ株式会社
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０５８号
大阪市淀川区宮原４丁目４番64号
破産者　有限会社エターナルダイコウ
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４９１号
大阪府門真市大字下島頭174番地の１
破産者　株式会社ユーコーシ
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８８３号
大阪市東成区東中本１―15―11　プチメゾン南203号室
破産者　植田　成洋
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９７０号
大阪市中央区平野町２丁目６番11号
破産者　株式会社オーシャンネットワークジャパン
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部